

答 申 第 6 4 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和4年11月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った公文書不存在決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和 4 年 3 月 6 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った、「裁決書（教委第 01-38 号、教委第 01-85 号）（以下「本裁決書」という。）による裁決について教育委員会の会議に付議されたことが分かる文書」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った令和 4 年 3 月 22 日付け公文書不存在決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるというものである。

3 審査請求の理由

審査請求書、反論書、審査会に提出された意見書における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

三重県教育委員会権限委任規則（昭和 31 年 10 月 15 日三重県教育委員会規則第 14 号）（以下「委任規則」という。）第 1 条第 14 号では、「請願、訴訟、訴願及び異議の申立の処理に関すること。」は、教育委員会から教育長への委任事項から除外されているため、教育委員会名でなされた公文書不存在決定等の処分についての審査請求に対する裁決は、教育委員会の会議に付議され意思決定されるべき事項である。よって、本請求に係る公文書は存在すべきものである。適切に裁決の意思決定事務処理がなされていれば、本請求に係る公文書の開示を受けることができた。

本件諮問は審査請求書到達から 3 か月以上経過した後に行われており、条例に反する速やかな諮問でないこと、90 日以内の裁決が不可能な時期における諮問であることは明らかと考える。なお、諮問までに 3 か月以上要した理由は弁明書からは読み取れない。

「教育委員会の会議に付議していないため」との理由で不存在決定を行うのに実施機関は 15 日間要しており、この理由であれば、15 日より前に速やかな本決定ができたのではないかと考える。

委任規則に違反する情報公開制度に関する不適切な事務処理があること、速やかな諮問が行われないという条例に反する事務処理があることについて、審査会として意見を述べていただきたい。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当というものである。

「本裁決書は教育委員会の会議に付議する必要があるから、不存在決定に係る処分は違法、不当である。」と審査請求人は主張するが、本決定時点で文書が存在しない以上、本決定は誤りではない。

これまで、公文書開示請求及び個人情報保護開示請求に係る審査請求の事務については、教育長の決裁を受け、裁決を行ってきたが、「異議の申立の処理に関すること」が教育委員会から教育長への委任事項から除外されている事項と規定されているため、教育委員会の会議に付議する必要があった。よって、審査請求人の主張のうち、「本裁決書は教育委員会の会議に付議され意思決定されるべきである。」との部分については正しい主張であるため、令和4年7月8日の教育委員会で、本裁決書の承認を受けた。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本決定の妥当性について

審査請求人は、委任規則において「異議の申立の処理に関すること」が教育委員会から教育長への委任事項から除外されているため、本裁決書は教育委員会の会議に付議され意思決定されるべきであり、本請求に係る公文書は存在すべきものであると主張している。

確かに、本裁決書を作成するに当たっては、本来委任規則に基づき、教育委員会の会議に付議し意思決定すべきであったと考えられる。しかしながら、そのような意思決定手続きの適否を除けば、これまで裁決については教育長の決裁を受けて行っていたため、教育委員会には付議していなかったとする実施機関の説明に特段の不自然な点は認められず、また、当該文書が存在することを窺わせるような事情もない以上、当該文書を不存在とした本決定は、やむを得ないものと言わざるを得ない。

したがって、意思決定手続きの方法に問題はあるものの、本決定自体は妥当である。

(3) 結論

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会の意見

審査会の判断は上記のとおりであるが、次のとおり、意見を申し述べる。

実施機関は、弁明書作成に係る法令の調査等を行っていたため審査会への諮問までに時間を要したと説明している。また、上記のとおり、委任規則に基づく適正な意思決定

手続きを経ず、本来存在すべきであった文書が存在していなかったなど、実施機関において不適正な意思決定手続きが認められる。

確かに、本件は審査請求後に法令の調査等を行った結果、誤りを是正の上、是正措置を取っていることが認められるものの、本件審査請求とは別の手続きであり、諮問までに3か月以上要したことについては、条例の趣旨に反しており、厳しく批判されるべきである。

今後は、同様のことがないように、条例第21条第1項、同条第5項の趣旨・目的を踏まえて、速やかに審査会へ諮問すべきであるとともに、委任規則等に従い適正な意思決定手続きをすべきである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 4 . 7 . 2 2	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 4 . 8 . 9	・ 実施機関を經由して審査請求人から反論書の受理
R 4 . 8 . 1 5	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 4 . 1 0 . 5	・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 4 年度第 4 回第 1 部会)
R 4 . 1 1 . 7	・ 審議 ・ 答申 (令和 4 年度第 5 回第 1 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会 長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
※委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
※委 員	川 本 一 子	弁護士
※委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。